

成田都市計画地区計画の変更 (成田市決定)

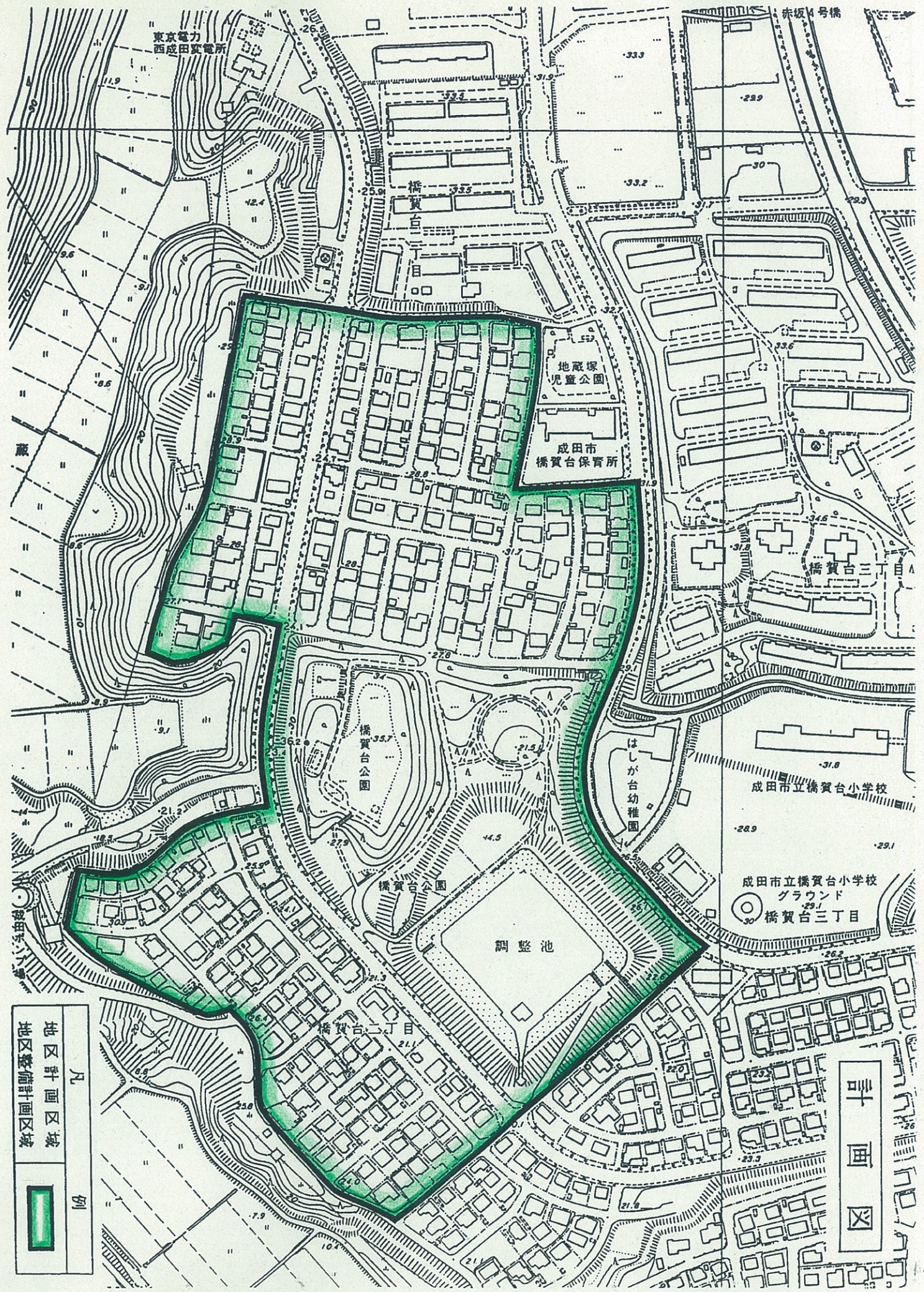
都市計画橋賀台二丁目地区地区計画を次のように決定する。

決定 5 . 1 1 . 2 6

| | | |
|-----------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称 | | 橋賀台二丁目地区地区計画 |
| 位 置 | | 成田市橋賀台二丁目の一部の区域 |
| 面 積 | | 約 15 . 0 h a |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | 本地区は、東日本旅客鉄道成田駅の西方に位置し、新住宅市街地開発事業による計画的な住宅地としての土地利用及び施設整備が行われた地区であり、現に低層の一戸建住宅を主体とした住宅地として、良好な居住環境が形成されている。 そこで、地区計画を導入することにより、住宅地として良好な環境の維持及び保全をしていくことを目標とする。 |
| | 土地利用の方針 | 現に形成されている居住環境が損なわれないよう、良好な土地利用を図る。 |
| | 地区施設の整備方針 | 本地区には、新住宅市街地開発事業により、道路及び公園等の基盤施設が一体的に配置されているので、これらの機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 |
| | 建築物等の整備の方針 | 緑豊かで閑静な住宅地として良好な居住環境が形成されるよう、適正な建築物の規制及び誘導を図る。 |
| 地区整備計画 | 建築物等の用途の制限 | 次の各号に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。 ただし、市長が公益上必要と認めたものはこの限りではない。 1 . 住宅（長屋を除く。以下この表において同じ。） 2 . 住宅で建築基準法施行令（昭和 25年政令第 338号。）第 130条の 3の各号に掲げる用途を兼ねるもの 3 . 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 . 前各号の建築物に付属するもの |
| | 建築物の敷地面積の最低限度 | 150 m ² ただし、市長が公益上必要と認めたものはこの限りではない。 |
| | 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1 m以上とする。ただし、次に掲げるものは除く。 1 . 物置で高さ 2 . 5 m以下、かつ床面積の合計が 6 . 6 m ² 以下のもの 2 . 車庫で高さ 3 m以下のもの 3 . 出窓 |

「区域は計画図表示のとおり。」

理由：本地区において、良好な居住環境の維持及び保全を図るため、地区計画を決定する。



凡 地区計画区域
地区整備計画区域

例

計画図